

## 内水面漁場計画の変更（素案）

[変更内容]

新たに、計画番号 内区第 203 号（別紙）を追加する。

### 1 漁業権に関する事項

内共第 1 号、内区第 201 号、内区第 202 号、内区第 1 号から内区第 134 号までは、令和 5 年 12 月 26 日付け内水面漁場公示第 1 号により公示した内容と同じであることから省略する。

- (1) 漁場の位置及び区域
  - (2) 漁業の種類及び漁業時期
  - (3) 存続期間
  - (4) 個別漁業権又は団体漁業権の別
  - (5) 条件
  - (6) 関係地区
- } 別紙のとおり

## 計画番号 内区第203号（かき）

## (1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 東かがわ市引田4373番地1（安戸池）

イ 点の位置

基点A 北護岸屈曲部

〃 B 北西護岸水門

〃 C 北岸の窪

〃 D 護岸・県道津田引田線交差部

点 イ AからB見通し線とCからD見通し線との交差点

(北緯 34 度 14 分 40 秒、東経 134 度 23 分 43 秒)

〃 ロ CからD見通し線上イからDへ40メートルのところ

(北緯 34 度 14 分 28 秒、東経 134 度 23 分 40 秒)

〃 ハ AからB見通し線上イからBへ40メートルのところ

(北緯 34 度 14 分 41 秒、東経 134 度 23 分 41 秒)

〃 ニ AからB見通し線と平行にロから西へ40メートルのところ

(北緯 34 度 14 分 28 秒、東経 134 度 23 分 38 秒)

ウ 漁場の区域 イロ、ロニ、ニハ、ハイの4直線に囲まれた区域

## (2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	貝類垂下式養殖業	4月1日から翌年3月31日まで

(3) 存続期間 令和7年4月1日から令和11年3月31日まで

(4) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(5) 条件

ため池の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体及び管理者の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(6) 関係地区 東かがわ市引田

